

京都市告示第155号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成28年7月21日付けで認可した左京区讃州寺町町内会、平成20年6月2日付けで認可した笹屋町一丁目町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年6月2日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 左京区讃州寺町町内会

代表者の 氏名	代表者の住所	(期間)
井上 政男	京都市左京区新富小路通仁王門下る讃州寺町214番地	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
辻川 太一郎	京都市左京区新富小路通仁王門下る讃州寺町218番地	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
浅井 良隆	京都市左京区新富小路通仁王門下る讃州寺町212番地	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
西井 元秀	京都市左京区新富小路通仁王門下る讃州寺町216番地	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
石黒 靖浩	京都市左京区新富小路通仁王門下る讃州寺町230番地4	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
坪内 強	京都市左京区新富小路通仁王門下る讃州寺町200番地	令和8年4月1日から

2 笹屋町一丁目町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	長谷川 秀司	奥野 ハジメ
代表者の住所 及び所在地	京都市上京区笹屋町通智恵光 院西入笹屋町1丁目561- 3番地	京都市上京区笹屋町通智恵光院 西入笹屋町1丁目529番地

(文化市民局地域自治推進室)